

保存種別 第 1 種

警察庁乙発第 21 号、乙生発第 16 号

乙備発第 11 号

平成 12 年 8 月 11 日

警察庁次長

各都道府県（方面）公安委員会委員長
各都道府県警察の長 殿

（参考送付先）

庁内各局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

通信傍受規則の制定について（依命通達）

この度、通信傍受規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 13 号。以下「規則」という。）が別添のとおり制定され、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成 11 年法律第 137 号。以下「法」という。）の施行の日（平成 12 年 8 月 15 日）から施行されることとなった。規則の制定の趣旨及び内容並びに運用上の留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

記

第 1 規則の制定の趣旨

警察においては、従来から、犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「規範」という。）により、警察捜査の適正な実施に努めてきたところであるが、法によりその要件、手続等が定められた通信の傍受については、通信の秘密やプライバシーの保護について十分な配慮を要し、かつ、その性質上、密行的かつ継続的に処分が行われることから、傍受の実施の適正の確保及び関係者の権利保護について、搜索、差押え等の従来の強制処分とは異なる配慮が必要とされるので、この度、規範の特則として、規則を制定したものである。

第 2 規則の内容及び運用上の留意事項

1 傍受令状請求等に当たっての警察本部長の承認（第 3 条、第 4 条、第 23 条及び第 25 条関係）

傍受令状の請求については、法第 4 条で国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官にのみ権限が与えられており、国家公安委員会等が指定する警部以上の警察官にのみ権限が与えられている逮捕状の請求についてよりも、更に厳しい制限が課せられているところである。さらに、規則では、通信の傍受という処分の重大性にかんがみ、請求に当たっては、必ず、事前に、警察本部長（警視總監又は道府県警察本部長をいう。以下同じ。）本人の承認を得なければならないこととして、より慎重な判断を求めるとするとともに、請求に関する組織的責任を明確にしたものである（第 3 条第 1 項）。

このようなことから、警察本部長は、この承認を専決の対象とすることは許されず、また、方面本部長への職務の委任については予定していないので、すべての警察本部長にあっては、必ず自ら承認を行わなければならない。

ここで、「承認」とは、規範第119条第2項等に規定する「指揮」と基本的には同じものであるが、第三者的な立場に立ったより慎重な判断が期待されていることを明確にするために用いた用語である。

したがって、傍受令状の請求について承認を求められた警察本部長は、疎明資料を入念に点検し、法令の規定と十分照らし合わせるなどして、傍受の理由の有無及び通信の傍受以外の方法によっては犯人を特定すること等が著しく困難であるか否かにつき、他の令状請求の場合以上に慎重に判断を下すこと。

なお、同様の趣旨から、傍受ができる期間の延長、通知を発しなければならない期間の延長並びに傍受の原記録の聴取及び閲覧等裁判官に対して許可を請求する事項に関しては、その判断に慎重を期するため、請求に当たっては、警察本部長の事前の承認を要することとした（第4条第1項、第23条第2項及び第25条第2項）。

2 捜査主任官等の指名（第5条関係）

(1) 捜査主任官の指名

規範第20条は、警察本部長又は警察署長が当該事件の捜査につき捜査主任官を指名することとしているが、傍受を行う事件の捜査については、その適正を期する必要性が特に高く、また、警察本部長の責任を明確にする必要もあるため、同条の特則として警察本部長が捜査主任官を指名することとした（第5条第1項）。

(2) 捜査主任官の職務

捜査主任官の職務については、規範第20条第2項に具体的に列挙されているところであるが、通信の傍受に関する職責を明確化するため、規則で、傍受の実施、通信記録物等の管理その他の通信の傍受に関する事務については、警察本部長の指揮を受け、捜査主任官が、これを統括することとした（第5条第2項）。

通信の秘密を最大限保護するためには、傍受の適正な実施と合わせ、通信記録物等の適切な保管管理が極めて重要であり、傍受された通信の記録が捜査の目的以外の目的のために使用されるようなことはあってはならないことである。そこで、規則では、通信記録物等の作成、使用が捜査のために必要があつて行われるのか否かの判断は、事件の全般に最もよく通じている捜査主任官が最も適切に行い得るとの観点から、通信記録物等の管理に関する事務についても、捜査主任官が一元的に統括することとした。

(3) 傍受実施主任官の指名

捜査主任官は、捜査全般の指揮監督に当たることから必ずしも傍受の実施の場所にいるとは限らないことから、主として傍受の実施の場所における責任者として傍受の実施等に従事する職員の指揮監督を行い、該当性の判断や立会人に対する説明等を担当する「傍受実施主任官」を警察本部長が指名することとした（第5条第3項及び第4項）。

したがって、警察本部長は、このような任務を遂行するに足る者を警部以上の警察官の中から選定し、指名を行うこと。

(4) 通信記録物等管理者の指名

捜査主任官が通信記録物等の管理に関する職務を的確に遂行し得るよう、これを

補助する「通信記録物等管理者」を警察本部長が指名することとした（第5条第5項）。

通信記録物等管理者の職務は、通信記録物等の管理に関する捜査主任官の職務を補助することであり、これに該当するものであれば、規則第20条等において通信記録物等管理者の事務として明記された事務以外の事務についても、責任を持って処理することが期待されている。

したがって、警察本部長は、このような任務を遂行するに足る者を警部補以上の警察官の中から選定し、指名を行うこと。

3 傍受の最小化（第6条、第11条及び第13条関係）

(1) 該当性判断のための傍受の最小化

法第13条第1項の規定により、傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない通信については、通信の秘密を保護する観点から、該当性判断のために必要な最小限度の範囲に限り、傍受をすることができることとされている。規則では、この傍受を必要最小限度の範囲内のものとするため、スポットモニタリングという方法を用いることとし、その実施方法に関する規定を整備した（第11条第3項から第8項）。

そして、個別の事案におけるスポット傍受の時間や間隔等スポット傍受の最小化のための遵守事項については、事案に応じて警察本部長が、その都度、文書で捜査主任官に対して指示することとした（第6条第1項）。

したがって、警察本部長としては、個別の事案に応じて傍受が必要最小限の範囲のものとなるようスポット傍受の時間等を定めてこれを指示しなければならないのであるが、その際によるべき基準については、別途指示する。

なお、指示に際しては、あえて警察本部長から指示された最大時間まで傍受を継続する必要はないことから、スポット傍受の継続について判断に迷ったときは、慎重を期して、指示した時間が経過していなくともスポット傍受を終了するよう指示すること。

(2) 報道の取材のための通信が行われた場合の措置

医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人又は宗教の職にある者との間の通信については、当該者が傍受令状に被疑者として記載されている場合を除き、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときには、それが令状に記載された犯罪に関連する通信であったとしても、傍受をすることが法で禁止されている（法第15条）。

これに対し、報道の取材のための通信については、法上特に傍受を禁止する規定は置かれていないが、報道の取材の自由を尊重する観点から、傍受の実施に当たって警察本部長は留意事項について指示しなければならない旨規定した（第6条第1項第2号）。

そこで、警察本部長にあっては、傍受している通信が報道の取材のための通信であることが明らかになったときは、既に令状記載傍受等を行っているといった希少な場合を除いては、直ちに傍受を終了するように指示すること。

(3) スポット傍受のための機器

該当性判断のための傍受を必要最小限のものとするため、スポット傍受は傍受の開始時からあらかじめ設定した時間が経過すると自動的に傍受が中断される機能等を有する機器を用いて行うものとする旨規定した（第11条第1項）。

このような機器は、警察庁において調達した「通信傍受法用記録等装置」のみであることから、傍受に当たっては、必ずこの機器を用いること。

(4) 外国語等通信についての該当性判断

外国語等通信は、傍受の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないことから、法第13条第2項の規定により、その全部を傍受することができることとされている。しかし、外国語等通信の中には、その一部を翻訳等しただけで、傍受すべき通信に該当しないことが判明するものが含まれ得るため、外国語等通信の翻訳等についても、必要最小限度の範囲に限定するようにしなければならない旨規定した（第13条第1項）。

また、外国語等通信についての該当性判断等は、速やかに、これを行う必要がある。

そこで、外国語等通信であって、傍受の実施の場所でその内容を容易に復元できる方法を用いて行われたものについては、当該場所の状況を考慮して適当であると認めるときは、当該場所において立会人の立会いを得て復元等を行わなければならないこととした（同条第2項）。ここで、「当該場所の状況を考慮して適当であると認めるとき」とは、当該場所で復元等の作業を行うことについての管理者の了解及び復元等に立ち会うことについての立会人の了解があること、作業場所が確保されていること、機器のための電源があることなどをいうが、本規定が置かれた趣旨にかんがみ、可能な限り、傍受の場所において、立会人の立会いを得て、復元等を行うこと。

4 通信事業者等に対する配慮（第9条関係）

傍受の実施のためには、通信事業者等の協力等を得ることが不可欠であるが、同時に、法の規定により協力の要請等を受ける通信事業者等の負担をできる限り抑制する必要があることから、通信事業者等に対する配慮に関する規定を整備した。

傍受の実施の成否は、通信事業者等の協力が得られるかどうかにかかっていると言っても過言ではないので、事前に十分打ち合わせをするなどして、適切に対処すること。

5 立会人への説明（第10条関係）

傍受の実施の手續の公正を担保するため、法第12条第1項の規定により、傍受の実施をするときは、立会人を常時立ち合わせなければならないこととされている。

この立会人の役割は、次に掲げるようなものである。

(1) 傍受のための機器の接続が令状で許可された通信手段になされているかどうかの確認

(2) 令状によって許可された傍受ができる期間及び時間等が遵守されているかどうか

の確認

- (3) スポット傍受が適正な方法で行われているかどうかの確認
- (4) 傍受をした通信がすべて録音されているかどうかの確認
- (5) 法第20条第1項の規定による封印

規則では、立会人に対し、こうした役割を的確に遂行するため必要な事項をあらかじめ説明しなければならないこととした（第10条第1項）。

説明に当たっては、傍受の実施の手續の公正性の担保という立会人制度の趣旨を念頭において、形式に流れることなく、立会人が説明された事項を確実に理解できるよう配慮すること。

6 通信記録物等の適切な管理（第20条及び第21条関係）

通信の秘密を最大限保護する観点から、傍受記録に残された通信以外の通信に係る通信の記録等が確実に消去され、傍受に従事した者等ごく限られた者以外の者に知られないようにするとともに、傍受記録に残された通信であってもそれが捜査の目的以外の目的で使用されることのないようにする必要があり、また、証拠の保持の観点からも、通信記録物等の適切な保管管理は極めて重要である。

このようなことから、規則では、まず通信記録物等の作成が必要最小限の範囲に限定され（第21条第1項）、その作成、保管等に関する事務を事件の全般を最も把握している捜査主任官に統括させることによって（第5条第2項）、これらのものの作成、使用が当該事件の捜査の目的以外の目的で行われることがないように十分に監督させることとした。また、捜査主任官による通信記録物等の作成、保管等の状況の把握を容易かつ確実なものとするよう、作成後は速やかに捜査主任官を補助する通信記録物等管理者に通知しなければならないこととし（第21条第2項）、通知を受けた通信記録物等管理者は、作成者、保管者等所要事項を簿冊に記載してその状況を明らかにしておかなければならないこととした（同条第3項）。

また、犯罪とは無関係な通信等に係る記録の消去については、捜査主任官が通信記録物等管理者に命じて確実に実施させることとして（第20条第2項及び第3項、第21条第4項）、その万全を期することとした。

各都道府県警察にあっては、これらの規定を敷衍し、通信記録物等の管理をより確実なものとするため、別に示すところに従い、通信記録物等管理者への通知の方法、通知を受けた通信記録物等管理者の捜査主任官等への報告の要領、警察本部長又はこれを補佐する本部部課長等による管理状況の点検要領及び傍受記録の特殊性、重要性にかんがみ、他の証拠物件とは区別して、特に厳重な保管設備において捜査主任官が直接保管すること等の細部事項について、各府県の実情に応じた規程を整備して、それを確実に遵守、励行することにより、その保管管理の万全を期すること。

7 その他

所要の規定を整備した。

第3 その他の運用上の留意事項

- 1 通信の傍受に関しては、国民の関心も極めて高いことから、その実施に当たっては、法、犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成12年最高裁判所規則第6号）、規則及び本通達（以下「関係法令等」という。）の厳守に最大限配慮し、その遺漏なきを期すること。
- 2 関係法令等を職員に周知徹底するとともに、傍受の実施に従事する職員に対しては、関係諸器材の操作に習熟させること。
- 3 関係法令等にのっとり適正な運用を確保するため必要な指導は、刑事局長が一元的に行うものとする。このため、警察庁の各局部にあっては警察庁刑事局（刑事企画課刑事指導室）との連携を、各都道府県警察にあっては警察庁の関係局部との連携を、それぞれ密にすること。また、都道府県警察内においては、運用の適正の確保の観点から傍受実施部門と本部刑事部の適正捜査担当部門相互の連携を、密にすること。